

令和7年9月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器、インターホン（モニターテレビ付）、電気シェーバーに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、インターホン（モニターテレビ付） 1 件、
電気シェーバー 2 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 17 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用） 1 件、
ポータブル電源（リチウムイオン） 1 件、エアコン（可搬型） 1 件、換気扇 1 件、
ヘアドライヤー 1 件、電気掃除機（自走式） 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
電動アシスト自転車 1 件、水槽用ろ過器 1 件、照明器具（卓上型） 1 件、
太陽電池モジュール（太陽光発電システム用） 1 件、歩行車 1 件、椅子 1 件、
照明器具 1 件、タブレット端末 1 件、携帯電話機（スマートフォン） 1 件、
扇風機 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社ヒロ・コーポレーションが輸入したリチウム電池内蔵充電器について
(管理番号：A202500582)

① 事故事象について

株式会社ヒロ・コーポレーション（法人番号：6290801006450）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を充電中、当該製品を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、充電中に当該製品が発煙・発火する可能性があり、発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、充電中に当該製品が発煙・発火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2021 年（令和 3 年）12 月 1 日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、J A Nコード、販売期間、対象台数

商品名	型番	J A Nコード	販売期間	対象台数
3WAY AC アダプター一体型モバイルバッテリー 6700mAh	DLCDB19134 (ACアダプター側記載の型番：JD50463859)	4562350974623	2020 年 6 月 15 日 ～ 2021 年 5 月 10 日	4,992

2021 年（令和 3 年）12 月 1 日からリコール（回収・返金）を実施
回収率：13.4%（2025 年 9 月 10 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2020 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	0	—	2022年度	1	火災
2024年度	2	火災	2021年度	2	火災
2023年度	0	—	2020年度	1	火災

※当該事故（管理番号：A202500582）は含まない。

＜対象製品の外観＞



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社ヒロ・コーポレーション 回収窓口

電話番号：0120(123)187

受付時間：10時～12時、13時30分～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://hiro-corporo.net/users/index.asp#info>

（２）パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社）が輸入したインターホン（モニターテレビ付）について

（管理番号：A202500587）

① 事故事象について

パナソニックシステムネットワークス株式会社（現 パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社（法人番号：7120001235592））が輸入したインターホン（モニターテレビ付）から発煙する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、製品内部の基板に搭載した一部の部品が劣化し、火災が発生したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2021年（令和3年）12月1日にウェブサイトへ情報掲載（2022年（令和4年）8月2日に対象となる製造番号と製造記号を追加）を行い、対象製品について点検及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造期間、対象台数

商品名	セット品番※	モニター 親機品番	製造期間	対象台数
テレビドアホン	VL-SV18K	VL-MV18	2012 年 7 月～2012 年 12 月 及び 2013 年 1 月～2013 年 4 月	59,946
	VL-SV20X	VL-MV20		50,424
	VL-SV25K	VL-MV25		109,590
	VL-SV25X			
	修理用基板			2,871
	合計			222,831

※モニター親機とカメラ玄関子機のセット品番で、保証書に記載された品番です。

2021年（令和3年）12月1日からリコール（点検・交換）を実施
（2022年（令和4年）8月2日に対象となる製造番号と製造記号を追加）
改修率：8.0%（2025年9月4日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2012 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	1	火災	2018年度	0	—
2024年度	1	火災	2017年度	0	—
2023年度	0	—	2016年度	0	—
2022年度	0	—	2015年度	0	—
2021年度	3	火災	2014年度	0	—
2020年度	0	—	2013年度	0	—
2019年度	0	—	2012年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500587）は含まない。

<対象製品の確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う点検及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社
テレビドアホン市場対策室（お客様専用窓口）

電話番号：0120(878)182

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<http://panasonic.jp/s/C/2112>

(3) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について

(管理番号：A202500591、A202500598)

①事事故事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701 ～	2023年7月1日 ～	94,747
	ES-PV3A	240509	2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301 ～	2023年3月1日 ～	56,542
	ES-RT1AU	240731	2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施

交換率：17.1%（2025年9月10日時点）

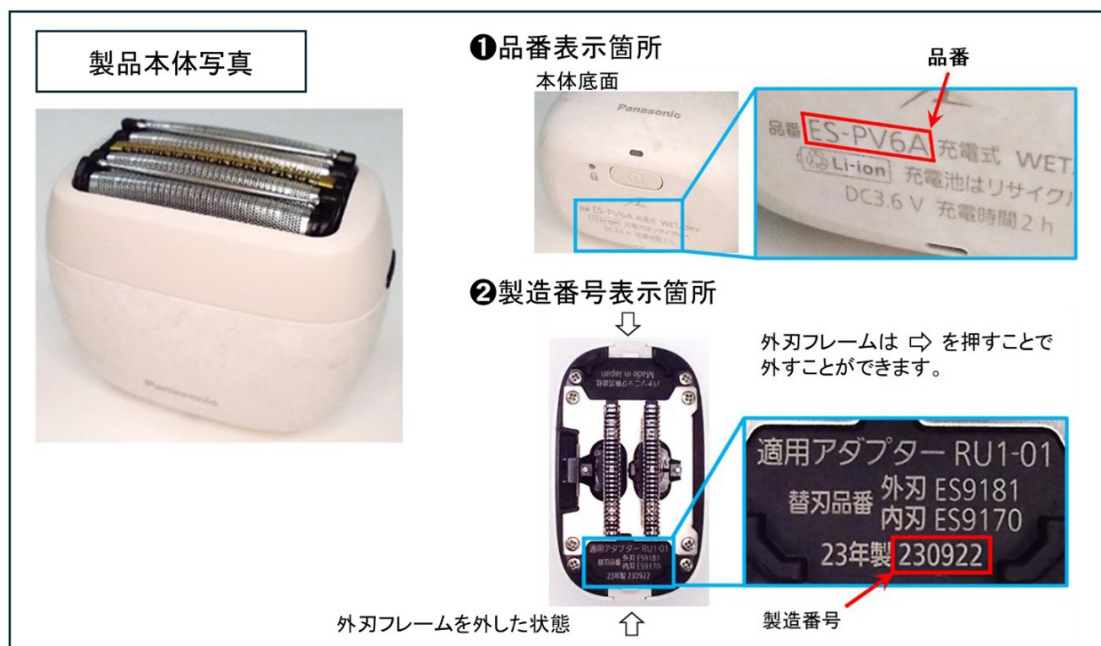
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2025年度	7	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500591、A202500598）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3枚刃



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。

※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、山田、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500582	令和7年8月27日	令和7年9月8日	リチウム電池内蔵充電器	DLCDB19134	株式会社ヒロ・コーポレーション (輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、充電中に当該製品が発煙・発火する可能性があり、発火に至ったものと考えられる。	大阪府	令和3年12月1日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:13.4%
A202500587	令和7年8月24日	令和7年9月9日	インターホン(モニターテレビ付)	VL-MV25X	パナソニック システムネットワークス株式会社(現 パナソニック エンターテインメント & コミュニケーション 株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、製品内部の基板上に搭載した一部の部品が劣化したことにより、火災が発生したものと考えられる。	長野県	令和7年9月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和3年12月1日からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:8.0%
A202500591	令和7年8月19日	令和7年9月9日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	千葉県	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率:17.1%
A202500598	令和7年 ※不明	令和7年9月10日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を熔融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	東京都	令和7年5月21日からリコールを実施 (特記事項を参照) 交換率:17.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500581	令和7年8月25日	令和7年9月8日	バッテリー（リチウムイオン、ファン付衣類用）	火災	事務所で、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202500583	令和7年8月31日	令和7年9月8日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202500584	令和7年8月24日	令和7年9月8日	エアコン（可搬型）	火災	工場で火災警報器が鳴動したため確認すると、延長コードに接続された当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202500585	令和7年8月27日	令和7年9月8日	換気扇	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A202500586	令和7年8月8日	令和7年9月8日	ヘアドライヤー	火災	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月29日
A202500588	令和7年7月31日	令和7年9月9日	電気掃除機（自走式）	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月28日
A202500589	令和7年6月29日	令和7年9月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月20日
A202500590	令和7年7月23日	令和7年9月9日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪が脱落し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月1日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500592	令和7年8月18日	令和7年9月9日	水槽用ろ過器	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	
A202500593	令和7年8月29日	令和7年9月9日	照明器具(卓上型)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500594	令和7年8月31日	令和7年9月9日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品
A202500595	令和7年8月20日	令和7年9月10日	歩行車	死亡1名	施設で使用者(90歳代)が当該製品の隙間に首が挟まった状態で発見され、死亡が確認された。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202500596	令和7年8月7日	令和7年9月10日	椅子	重傷1名	当該製品の脚部に右足指を挟み、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月5日
A202500597	令和7年9月3日	令和7年9月10日	照明器具	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500599	令和7年8月11日	令和7年9月10日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	令和7年8月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月1日
A202500600	令和7年8月26日	令和7年9月10日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500601	令和7年9月3日	令和7年9月10日	扇風機	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし